

社会資本総合整備計画書
(愛知県・安城市)

令和7年1月

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和07年01月30日

計画の名称	安心できるきれいで快適な暮らしの創造（重点計画）												
計画の期間	令和07年度～令和11年度（5年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	安城市												
計画の目標	公衆衛生の向上を目的とした下水道整備を推進し、市民の生活環境の向上を図る。 汚水処理施設の統合を行い、事業運営の健全化を図る。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	2,059	A	2,059	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R 5 末		R 9 末
1	下水道が使える（下水道供用）処理人口普及率を83.2%（R5末）から、87.2%（R9末）に引き上げる。 下水道普及率 下水道が使える区域に住んでいる人口（人）÷行政人口（人）×100	83%	%	87%
2	事業運営の健全化を図るため、汚水処理施設の統合を行う。 統合した施設数 統合済みの施設数÷統合すべき施設数×100	0%	%	100%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R07	R08	R09	R10	R11				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
水道・下水道事業	A07-001	下水道	一般	安城市	直接	安城市	管渠(汚水)	新設	東尾処理分区(未普及)	汚水管 L = 8,600m	安城市						1,870	-	-	
	A07-002	下水道	一般	安城市	直接	安城市	ポンプ場	新設	東尾処理分区(未普及)	ポンプ・除塵機 N = 1式	安城市						81	-	-	
	A07-003	下水道	一般	安城市	直接	安城市	管渠(汚水)	新設	汚水処理施設統合	下水道と集落排水を統合	安城市						108	-	-	
												小計						2,059		
												合計						2,059		

事前評価チェックシート

計画の名称： 安心できるきれいで快適な暮らしの創造（重点計画）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 上位計画（知多湾等流域別下水道整備計画等）と適合している。	○
I. 目標の妥当性 矢作川・境川流域関連安城市公共下水道事業計画と適合している。	○
I. 目標の妥当性 関連する他事業の計画（矢作川・境川流域下水道事業計画と適合している。	○
I. 目標の妥当性 各種事業計画（安城市アクションプラン等）が策定されて適合している。	○
I. 目標の妥当性 各種法令（都市計画法、下水道法等）を遵守している。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題と整備計画の目標の整合の整合が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 指標・数値目標と事業内容の整合が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 指標・数値目標がわかりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 他事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 長期収支計画の見通しが健全と判断される。	○
III. 計画の実現可能性 関係機関との協議、住民等の合意形成等を踏まえて事業実施の確実性が高い。	○
III. 計画の実現可能性 その他、事業実施のための環境整備が図られている。	○

(参考図面) 社会資本整備総合交付金

計画の名称	1 安心できるきれいで快適な暮らしの創造 (重点計画)	交付対象	安城市
計画の期間	令和7年度 ~ 令和11年度 (5年間)		

